

第1回しずおか食の安全推進委員会

日時：平成14年8月29日(木) 16:15～
場所：県庁別館 第二特別会議室

目 次

1	委員会の目標	1
2	委員会の役割	1
3	委員会の体制	2
4	委員会の今後の予定	3

(資料)

・	しずおか食の安全推進委員会の概要図	4
・	しずおか食の安全推進委員会設置要綱	5

しずおか食の安全推進委員会について

1 委員会の目標

県民への安全・安心な食品の提供

2 委員会の役割

(1) 食の安全推進のためのアクションプランの策定及びその後の進行管理

委員会は食の安全確保に係る生産から流通・消費に至る総合的な施策「基本方針」及び「アクションプラン」を策定する。

策定された「アクションプラン」に基づき、関係部局において食の安全確保のための具体的な施策を策定し、実施する。

委員会は策定した施策の進行管理を行う。

「アクションプラン」の策定を行う際には、県民の意見を反映するよう努める。

(施策の策定に係る基本的な考え方)

ア 食の安全対策について、庁内関係部局が連携を強化し、施策展開の基本とする。

イ 生産者や食品製造者等に、食の安全確保を最優先に配慮した事業展開を促す。

ウ 食の安全性に係る情報公開を推進し、消費者の食の安全を理解した行動を促す。

エ 消費者の視点を重視する。

(アクションプランの主要項目)

ア 消費者の信頼確保に関するシステムの構築

- (ア) 消費者と生産・製造者及び行政の相互理解の促進
- (イ) 適正で判りやすい食品の表示の推進
- (ウ) 食育の推進
- (エ) 消費者への情報提供の推進

イ 生産から流通・消費における安全確保システムの構築

- (ア) 監視・指導システムの構築
- (イ) 県産農産物のトレーサビリティシステムの構築
- (ウ) 県産食品の安全・安心確保のための自主管理体制確立支援

ウ 15年度当初予算

実施可能な施策を本委員会に取りまとめ、各部において予算要求する。

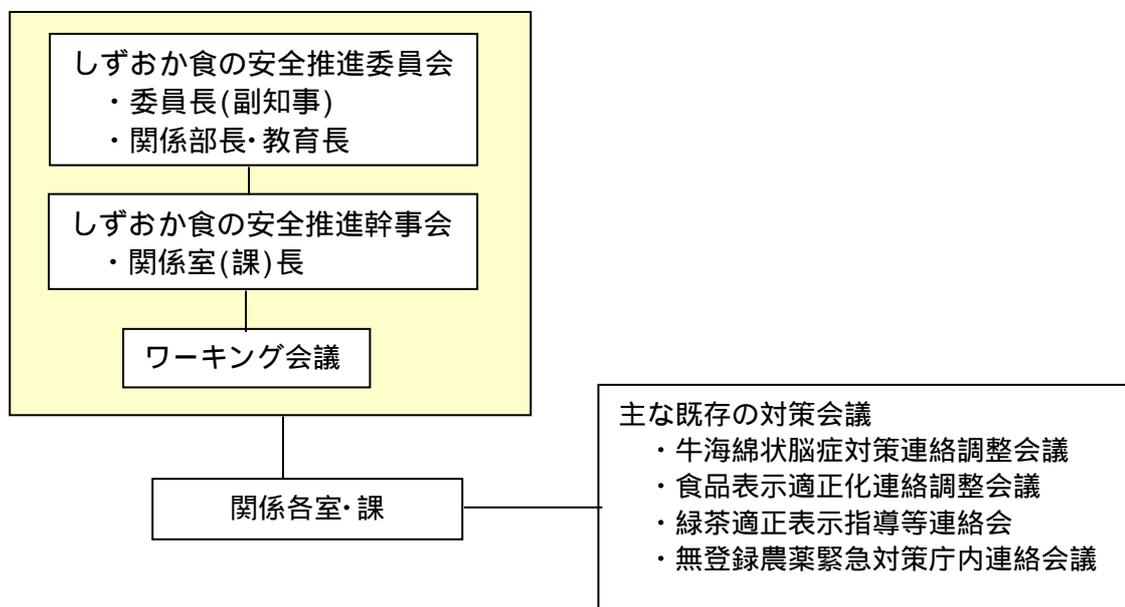
(2) 食品に係る健康危機管理への対応

委員会は情報の収集と共有化を図り、適切な対策をとるための調整を行う。

また、既に危害防止対策に対応可能な既存の対策会議がある場合は、当該会議において対応する。

関係部局或いは対策会議は、迅速かつ適切な対策をとる。
関係部局或いは対策会議は実施結果を委員会へ報告する。

3 体制



4 今後の予定

(1) タイムスケジュール

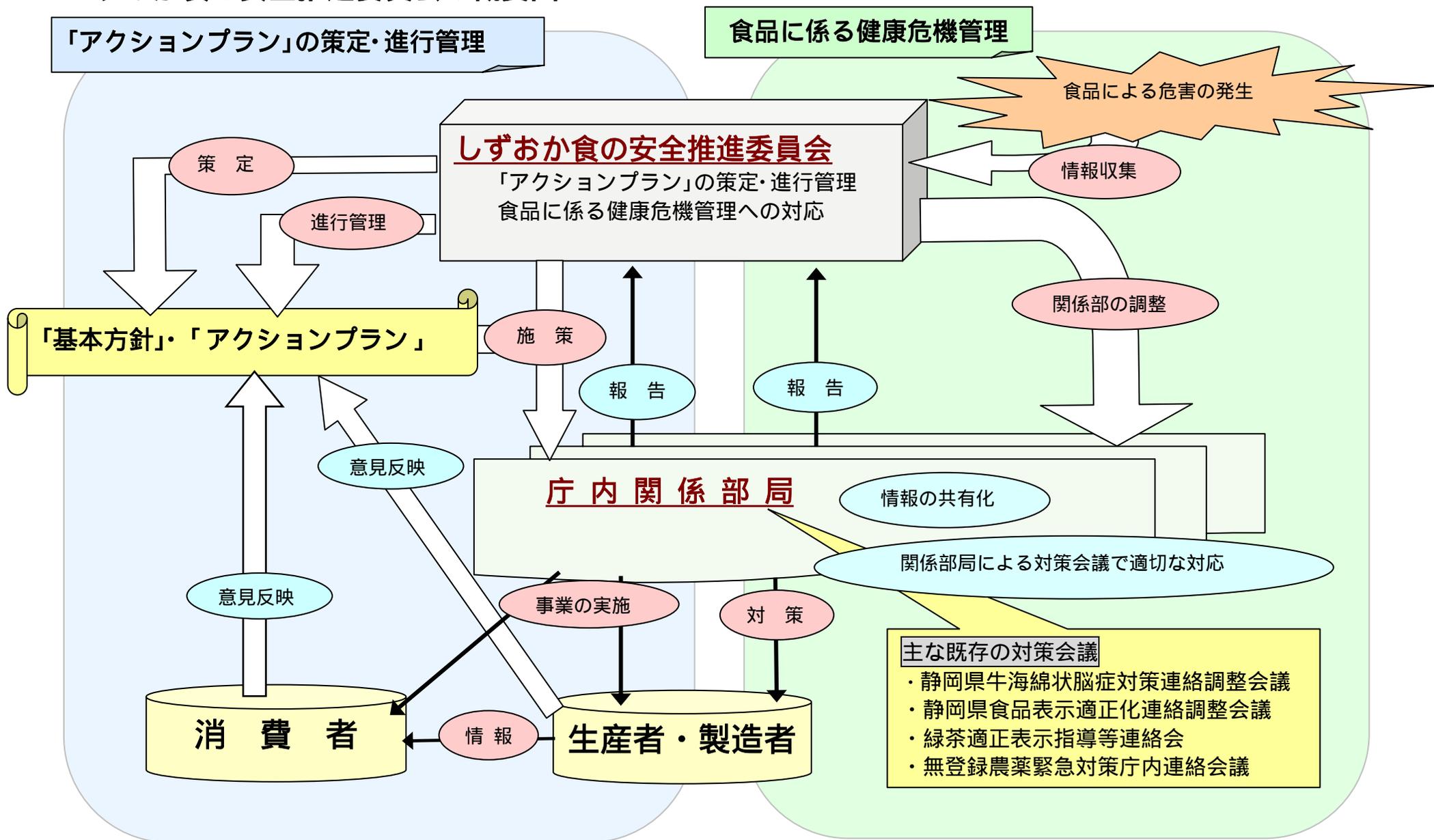
年月	しずおか食の安全 推進委員会	しずおか食の安全 推進幹事会
H14年 7月	庁内関係室調整	
8月	第1回	
9月		第1回
10月	第2回	第2回
11月		
12月		
1月		第3回
2月		
3月	第3回	第4回
4月	県民へのアクションプランを広報	
各部局においてアクションプランに基づく具体的施策の検討・展開		

(2) 進行手順

開催時期	会議等	検討内容
7月下旬	庁内関係部局準備会	
8月下旬	第1回委員会	委員会設置、方向の決定
9月上旬	第1回幹事会	基本方針(案)の検討
9月上旬	県政アンケート実施(インターネットモニター)	
10月上旬	第2回幹事会	基本方針(案)のまとめ
10月中旬	第2回委員会	基本方針の承認
1月中旬	第3回幹事会	アクションプラン(案)の検討
3月上旬	第4回幹事会	アクションプラン(案)のまとめ
3月下旬	第3回委員会	アクションプランの承認
	県民への広報(プレス、ホームページ等)	

必要に応じ幹事会の前後に、ワーキング会議を開催する。
 県民の意見を反映するため、必要に応じ、消費者・生産者等から意見を聞くこととする。

しずおか食の安全推進委員会の概要図



しずおか食の安全推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全確保を推進するとともに、健康危機における関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「しずおか食の安全推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項に関する業務を行う。
(1) 食の安全確保のあり方とその推進に関すること
(2) 食品に係る健康危機管理に関すること
(3) その他必要な事項

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者を委員に充て、構成する。
2 委員長には、副知事をもって充てる。
3 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
2 委員長は、会議の議長となる。
3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会には、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
3 幹事長には、健康福祉部生活衛生総室長を充てる。
4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。

(ワーキング会議)

第6条 幹事会には、ワーキング会議を置き、委員会の業務について具体的な調査・検討を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は健康福祉部食品衛生室に置き、その事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月29日から施行する。

(別表1)

しずおか食の安全推進委員会

	構成員
委員長	副知事
委員	生活・文化部長 環境森林部長 健康福祉部長 商工労働部長 農業水産部長 教育委員会教育長

(別表2)

しずおか食の安全推進幹事会

	部 局	構成員
幹事長	健康福祉部	生活衛生総室長
幹 事	生活・文化部	県民生活室長
	環境森林部	環境総務室長、林業振興室長、環境衛生科学研究所微生物部長、医薬品生活部長
	健康福祉部	健康増進室長、疾病対策室長、食品衛生室長、生活衛生室長、薬事審査室長
	商工労働部	研究企画室長、技術振興室長、地域産業室長
	農業水産部	企画調整室長、マーケティング室長、研究調整室長、お茶室長、こめ室長、みかん園芸室長、畜産振興室長、家畜衛生室長、水産流通室長、水産振興室長、水産資源室長
	教育委員会	義務教育課長、体育保健課長

: 事務局

幹事会の下に、ワーキング会議を置く。